

広島県告示第九百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十一年十月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡村医院	呉市三條三丁目一番五号	平成二年九月一日
消化器内科ぺんぎんクリニック	安芸郡府中町本町一丁目四番二二号	平成二年九月一日
医療法人 ささき歯科クリニック	東広島市河内町中河内六五五番地一	平成二年一〇月一日
山中歯科クリニック	廿日市市須賀三番三二号	平成二〇年二月一日
豊島薬局	呉市豊浜町豊島四〇二七番地	平成一九年二月一日
セトピア薬局	三原市城町一丁目一三番五号	平成二年一〇月一日
関西薬局 三原駅前店	三原市城町一丁目八番七号	平成二年一〇月一日
関西薬局 城町店	三原市城町二丁目一番三二号	平成二年一〇月一日
関西薬局 本町えびす店	三原市本町一丁目九番九号	平成二年一〇月一日
関西薬局 うきしろ店	三原市城町一丁目二〇番二九号	平成二年一〇月一日
関西薬局 日赤前店	三原市東町二丁目八番八号	平成二年一〇月一日
関西薬局 宮浦店	三原市宮浦五丁目一六番一〇号	平成二年一〇月一日
関西薬局 本郷店	三原市下北方一丁目七番一五号	平成二年一〇月一日
西城中央薬局	庄原市西城町中野一三四一番四号	平成二年一〇月一日
ヒサシー薬局	安芸郡府中町大須一丁目一七番五号	平成二年八月一日

ズームズーム薬局

安芸郡府中町青崎南八番二号二〇二

平成二年九月二日